

(様式1)

介護支援専門員登録申請書

西暦 年 月 日

神奈川県知事 殿

下記のとおり、記載事項について介護支援専門員の登録の申請をします。また、介護保険制度の適正な実施を図るために必要がある時は、提出した書類に記載された事項を他の行政機関に対し、提示することに同意します。

フリガナ			西暦		
氏 名			生年月日	年	月 日生
旧姓等の使用	☐ 旧姓・通称名の使用を希望する(※希望しない場合はチェック不要)				
フリガナ					
住 所	〒 都道府県				
電話番号	自宅		日中の連絡先(勤務先・携帯・その他)		
実務研修 修了年月日	西暦 年 月 日		実務研修 受講番号		
誓約書 内容を確認のうえ必ず ☑してください	☐ 私は、次の事項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。 1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの (精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者) 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 3 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 5 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 6 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 7 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの				
添付書類 (添付した書類に ☑してください)	☐ 介護支援専門員実務研修修了証明書の写し ☐ 住民票 ※神奈川県内に住所がある方又は下記番号確認書類で個人番号が記載された住民票等を添付した方は不要。(コピー不可。申請前3か月以内に交付されたもの。本籍・続柄省略可) ☐ マイナンバーに関する番号確認書類 ☐ マイナンバーに関する身元確認書類 ☐ 様式10 旧姓・通称名使用届(希望者のみ・電子申請による届出も可)※必要書類有				

(裏もご記入ください。)

- ※1 「氏名」欄に記載する氏名は、戸籍に記載されている文字を使用の上、必ずフリガナを付すこと。旧姓・通称名での登録を希望する場合は、使用を希望する氏名を「氏名」欄に記入し、旧姓・通称名使用届(様式10)を本申請書に添付又は電子申請による旧姓・通称名使用届を提出すること。
- ※2 「現住所」欄は、住民票に記載されている内容で記入すること。必ずフリガナを付し、郵便番号、都道府県名、市区町村名、地番、〇〇様方・〇〇号室など正確に記入すること。
- ※3 「電話番号」は、申請内容に関して確認をする場合があるため、平日の日中に連絡可能な番号を必ず記入すること。連絡がとれ、申請内容の確認ができるまで、交付の事務は中断となる。
- ※4 「実務研修受講番号」欄は、実務研修修了証明書に記載の番号を記入すること。
- ※5 実務研修修了日から3か月を超えると登録できません。

個人番号カード（写し）等貼付台紙

介護支援専門員登録申請のため、個人番号を提出します。

個人番号カードの写し又は通知カードの写しを貼り付けた上で、**太枠**の箇所（個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。

ただし、神奈川県外に住民票を有する方等で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく番号確認書類として、個人番号の記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出する場合、これらを改めて添付いただく必要はありません。

個人番号														
					-						-			
氏名														
生年月日（和暦）														
____年____月____日														

個人番号カード写し貼付欄

表面及び裏面の写しを貼付してください。

《通知カードは原則として使用できません。》

ただし、注②に該当する場合は使用できます。

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は個人番号が記載された住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。